

広島県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第十五号

##### 広島県局設置条例の一部を改正する条例

広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中(三)を削り、同条第七号(四)中「（漁港を除く。）」を「漁港」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。